

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第124号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則等の一部を改正する規則
(京都市児童福祉施設措置費等徴収規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」
に改める。

- (1) 京都市児童福祉施設措置費等徴収規則附則第2項
- (2) 京都市心身障害者扶養共済事業条例施行規則附則第5項
- (3) 京都市知的障害者措置費徴収規則附則第2項
- (4) 京都市老人福祉措置費徴収規則附則第2項
- (5) 京都市身体障害者措置費徴収規則附則第2項

(京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則の一部
を次のように改正する。

附則第6項中「平成28年9月30日」を「平成29年10月2日」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)